

岡山県毎月勤労統計調査報告書作成
システム構築業務仕様書

令和8年7月17日

岡山県総合政策局統計分析課

1. 目次

1	調達概要	1
1.1	業務名	1
1.2	調達の目的	1
1.3	構築期間	1
1.4	契約の方法	1
1.5	スケジュール	1
1.6	履行場所	1
1.7	納品物	1
2	システム化の基本方針	3
2.1	システム構成	3
2.2	本システム構築にあたっての基本方針	3
3	本システム要件	4
3.1	前提条件	4
3.2	機能要件	4
3.3	環境要件	5
3.4	バックアップ及びリカバリー要件	5
4	その他	6
4.1	所有権及び著作権の帰属	6
4.2	不適合責任	6
4.3	秘密の保持	6
4.4	資料・データの取扱い	6
4.5	注意事項	6

別添 1 データの取り込みについて

別添 2 令和 6 年 岡山県毎月勤労統計調査地方調査年報（確報）

令和 7 年 毎月勤労統計調査地方調査年報（速報）

別添 3 岡山県共有仮想化サーバ利用要件

別添 4 岡山県情報セキュリティ基本方針

別添 5 岡山県情報セキュリティ対策基準※

別添 6 別添 1 の 1（1）に記載の csv データ※

※別添 5、6 は機密のため、入札説明書 6（3）の規定に基づく機密保持誓約書を提出した者を開示対象とする。

1 調達概要

1.1 業務名

毎月勤労統計調査報告書作成業務（以下「本業務」という。）

1.2 調達の目的

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の毎月の変動を明らかにすることを目的とする調査である。

岡山県では、岡山県における毎月の変動を把握するために、県分の報告書を毎月作成し、年平均を集計した報告書を年2回作成している。年報では作表・作図の量が多いため、人為的なミスを防止するとともに、迅速に正確な数値を公表できるよう「岡山県毎月勤労統計調査報告書作成システム」（以下「本システム」という。）を構築する。

1.3 構築期間

本業務の業務期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

1.4 契約の方法

本業務は、本システムの構築等の一切の経費を含めた委託契約とする。

1.5 スケジュール

スケジュールは、表1のとおりを想定しているが、本番稼働を遅延させないための措置を講じること。

表1 スケジュール表

項目						令和9年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要件定義								
設計								
構築								
試験稼働								
本番稼働								
運用保守								

1.6 履行場所

- (1) 岡山県データセンター（岡山市内）
- (2) 岡山県庁

1.7 納品物

本業務の納品物は、表2のとおりとする。ソフトウェアについては、必要となる設定を行った後、岡山県データセンターにある共有仮想化サーバ上にインストールする。

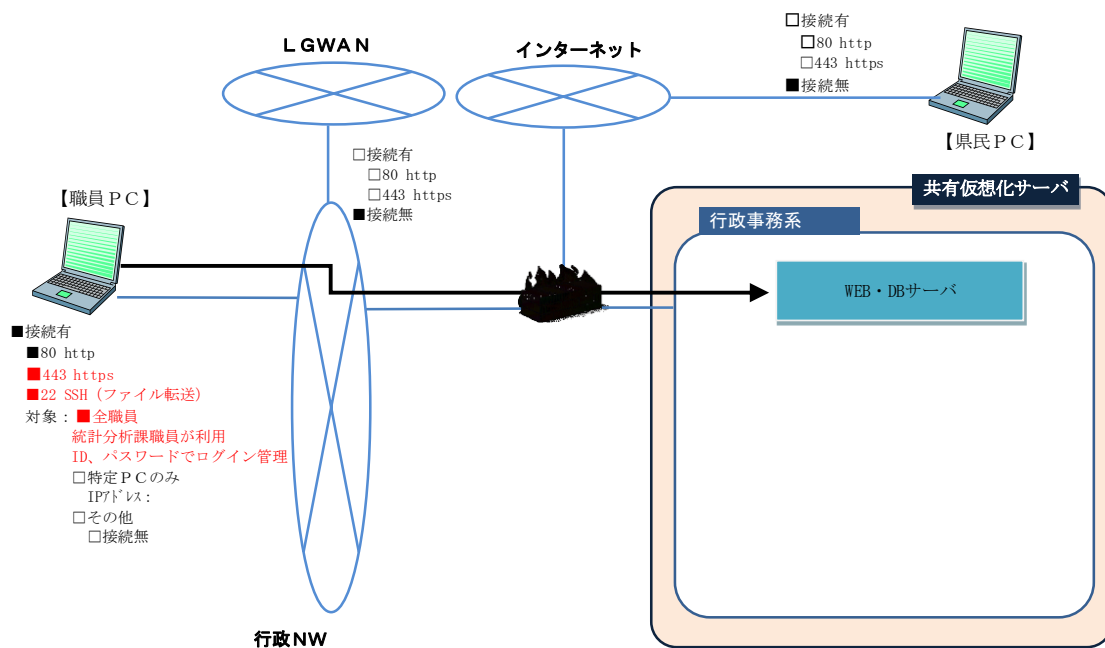
表2 本業務に係る納品物

項番	調達物品	備考
1	ソフトウェア	各種設定等が完了したソフトウェア及び当該ソフトウェアライセンス証書
2	プロジェクト計画書	スケジュール、体制等、本業務の実施にあたって予定している事項を記載した文書
3	システム設計書	方式設計・構成設計・環境設計・運用設計の内容を記載した文書
4	操作マニュアル	県職員がシステムを操作する際に必要なドキュメント
5	会議資料	その他、県が必要とする資料等又は本業務受託者が本業務を実施する上で作成した資料等
6	その他資料	その他、県が必要とする資料等又は本業務受託者が本業務を実施する上で作成した資料等
7	業務報告書	上記資料及びドキュメント等をまとめた文書 なお、システム構築部分に関するもの（項番1～7）は令和8年12月28日までに、試験稼働、本番稼働に関するもの（項番5～7）は令和9年3月31日までに提出すること。

2 システム化の基本方針

2.1 システム構成

本業務では、厚生労働省が運用している毎月勤労統計調査オンラインシステム（以下「毎勤システム」という。）で集計し出力したデータを基に報告書を作成するもので、県の共有仮想化サーバで本システムを構築すること。なお、構成は次のとおりとする。



2.2 本システム構築にあたっての基本方針

(1) データの取込み

別添の「取込み方法について」で使用するファイルをシステムに取込む。

(2) 報告書に反映

(1) で取込んだデータを報告書に反映する。詳細については、現行使用している Excel ファイルを提供するので、関数等を参照すること。

(3) 報告書出力

全てのデータを取り込んだ後、(2)で参照した Excel ファイルと同じレイアウトでファイル出力する。

3 本システム要件

3.1 前提条件

- ・本システムへは LGWAN 接続系ネットワークからのみアクセス出来るものとする。
- ・職員が利用しているパソコン(OS は Windows11 Pro 24H2 以上、ブラウザは、Microsoft Edge)で正常に動作すること。
- ・共有仮想化サーバ構築に関する資料作成及び県担当課との協議への参加も本業務に含む。
- ・セキュリティの観点より、必要なサービスのみの稼働とすること。また、開放するポートについても、サービスに必要となるポートのみに限定すること。
- ・将来的なサーバ移行・リプレイスを考慮し、サーバー・システムは必要最低限の構成とすること。
- ・別添「岡山県共有仮想化サーバ利用要件」にて県が提供する OS 等を確認し、インストールを含めた構築作業を実施すること。
- ・ウイルス対策ソフトについては、県が提供するものを使用すること。
- ・OS のアップデートに必要なファイルを持ち込み、インストールを行うこと。

3.2 機能要件

(1) 全体

- ・データ保持、集計処理等については、ウェブシステム上で完結し、クライアント PC に特別なアプリケーションの導入を必要としないこと。
- ・直感的に操作可能な UI (ユーザインタフェース) であること。

(2) ユーザ管理及び認証

- ・システム全体を管理するユーザと権限を制限した利用ユーザを登録可能であること。
- ・管理者ユーザにより、登録・変更・削除が可能であること。
- ・システムログイン時にユーザ認証を行うこと。

(3) 集計・報告

- ・年度毎にデータを管理・集計可能であること。
- ・毎勤システムから出力した CSV ファイル(詳細は別添ファイル参照)を元データとしてインポート可能であること。また、インポートの際、タイムアウト等のエラーが発生した場合は、処理を安全にロールバックし、不整合を防ぐこと。
- ・操作ログ及びアクセスログを取得すること。
- ・報告書データは Excel ファイルで出力可能であること。なお、Excel 2024 以降及び、Microsoft365 にも対応するものとする。また、マクロ等を利用す

る場合は Excel のバージョンに依存しないシンプルな構成とすること。

- ・毎勤システムから出力した CSV ファイルをインポートする際、コピー＆ペーストなどの作業を無くし、ヒューマンエラーを防ぐ設計とすること。
- ・過去 5 年のデータと比較し、数値にずれが無いことを確認すること。
- ・登録した各データ一覧に関しては、年度ごとの検索機能とページネーションを実装すること。
- ・データ取り込み時のバリデーションチェックなどで、不正なデータが存在していた場合、取り込みを中止し、エラー表示可能であること。

3.3 環境要件

- (1) 検証環境を用意し、本番適用前に検証環境で動作検証を行うこと。
- (2) 受託者は本システム構築に利用したソフトウェアに係る脆弱性情報が公表された場合は、発見から一週間以内に県へ報告し、県の指示のもとセキュリティアップデートを実施すること。なお、致命的な脆弱性が確認された場合は直ちに県へ報告し、その指示を仰ぐこと。
- (3) 保守性向上のため、Web アプリケーションを開発するために、次のことに留意すること
 - ・サポート期間が運用保守開始時点で少なくとも 5 年以上ある言語（バージョン）を選定すること。
 - ・フレームワークを使用する場合は、システム規模を考慮し、シンプルで軽量のフレームワークを使用すること。
- (4) アクセス制限を実装すること。
- (5) 本システムに対する作業等を実施する場合は、県データセンター内の共有仮想化サーバ保守室で実施すること。

3.4 バックアップ及びリカバリー要件

別添「岡山県共有仮想化サーバ利用要件」に記載のとおり、日次で仮想マシンのイメージバックアップを 5 世代取得しているが、毎年度の運用保守開始及び終了時にシステム領域とデータ領域のバックアップを取得すること。

また、受託者は県からの依頼があった場合は、上記バックアップを用いたリカバリーを実施すること。

4 その他

4.1 所有権及び著作権の帰属

- (1) この仕様書に基づき開発したシステムに係る所有権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、本業務終了後、県に帰属するものとする。

ただし、受託者が本業務の実施前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ権利譲渡が不可能と示されたものについては、この限りではない。

- (2) この仕様書に基づき開発したシステムについての著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条に定める権利をいう。）を県及びその指定する者に対して行使しないこと。
- (3) 第三者の著作物を使用する場合は、事前に権利者の許諾を得るものとする。

4.2 不適合責任

- (1) 目的物に、仕様書に適合しないものがあるときは、県は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定による仕様書に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、県がその不適合を知った日から 1 年以内に、これを行わなければならない。

4.3 秘密の保持

本業務の遂行上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。また、成果物（業務の過程で得た記録等も含む。）を県の許可なく第三者に閲覧させてはならない。上記は本業務の契約期間中のみならず、契約終了後も同様とする。

4.4 資料・データの取扱い

本業務の遂行のために県が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料及びデータ等は、本業務終了時に県に返却すること。

なお、県の許可を得て複製した資料についても同様の扱いとし、本業務終了時に速やかに廃棄処分すること。

4.5 注意事項

本業務の実施時には、次の事項に注意すること。

- (1) 本業務の目的を十分に理解し、適切に業務を実施すること。特に本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を実施するに当たり必要な情報は、県に対して主体的に提示の依頼を行うこと。
- (2) 岡山県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (3) スケジュールに遅延が発生しそうな場合は、直ちに県へ口頭及び文書にて報告するとともに、リカバリー案を作成し、県の承認を得ること。
- (4) 本業務を実施するに当たり、本仕様書に定めるもののほか、疑義等が生じた場合は、県と協議の上、原則として県の指示に従うこと。